

平成30年 第2回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年6月13日 (支所)
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室 (午前) 明浜支所産業建設課長 佐藤 俊治
西予市議会第1委員会室 (午後) 野村支所産業建設課長 辻 信一
城川支所産業建設課長 藤川 忠男
三瓶支所産業建設課長 片山 勇一
1. 開 会 平成30年6月13日
午前 8時59分
1. 閉 会 平成30年6月13日
午後 2時00分
1. 出席委員
- 委員長 河野 清一
副委員長 小野 正昭
委員 宇都宮 俊文
委員 加藤 美香
委員 佐藤 恒夫
委員 宇都宮 明宏
委員 藤井 朝廣
1. 欠席委員
なし
1. 出席説明員
(産業部)
産業部長(兼)生活福祉部産廃処理施設担当
部長 酒井信也
経済振興課長 上口 等
経済振興課課長補佐 武内 幸希典
経済振興課係長 和気 伸二
農業水産課長 三瀬 功
農業水産課課長補佐 和気 右記
農業水産課課長補佐 面平 健一
農業水産課係長 兵頭 英司
農業水産課係長 光沖 真治
林業課長 三瀬 計浩
林業課課長補佐 中城 多喜恵
農業委員会局長 水口 栄次
農業委員会次長 木崎 真近
(建設部)
建設部長 岩瀬 布二夫
建設課長 時谷 正
建設課課長補佐 中川 伸二
建設課課長補佐 高橋 克也
建設課課長補佐 水野 直樹
上下水道課長 清水 昭広
上下水道課課長補佐 大塚 修司
上下水道課課長補佐 松下 徳隆
1. 出席議会事務局職員
書記 田中 長治
1. 会議に付した事件 別紙のとおり
1. 会議の経過 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

- 議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について
- 議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第83号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第84号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第85号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
- 陳情第1号 住宅宿泊事業法の条例化にあたっての陳情
- 陳情第3号 西予市内建築業者の育成に関する要望書

開会 午前8時59分

○小野副委員長

これより、平成30年度第2回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。開会にあたり、河野委員長より挨拶があります。

○河野委員長

改めまして、おはようございます。5月に入りまして梅雨に入り、晴れ間もあつたりと、気温の上下の激しい日が続いております。皆さん、体調管理に十二分にご留意いただけたらと思います。本年、産業建設常任委員会の委員長をせよということでもありますけれども、議員1期目の3年目です。まだまだ若輩者でありまして、皆さんの御協力ももちまして、1年間、何とか委員長の責任を果たしたいと思っております。よろしく願いをしたらと思っております。今朝、城川から本庁までバスに乗ってきておりましたら、水田、水を張っている所には、ほぼ稲が植えられておりました。その中でも耕作放棄地といいますか、草が生えて、もう水は溜めないのかな、というところが多数見受けられました。宇和の皆田のほうでも、条件のいいところですけども、そういったところが見受けられます。産業建設委員会の所管する水田の管理、そういったところも、今年1年をかけて、皆さんと協議していったらと思っておりますので、よろしく願いしたらと思っております。本日は、一日の委員会となります。よろしく願い申し上げまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

○小野副委員長

次に、酒井産業部長より挨拶をお願いいたします。

○酒井産業部長

改めまして、おはようございます。今日は久しぶりに朝から日が差しておりますが、1番体調を狂わせやすい梅雨の時期に入りました。議員の皆様におかれましても、体調に気を付けていただきまして、お過ごしをいただきたいと思っております。さて、本日は農業水産課、経済振興課、農業委員会、林業課の順に補正予算を中心に審査をしていただきますが、今回は条例制定1件と、人事異動による補正のほかに、あまり多くの補正予算を上程しておりませんが、丁寧に説明をさせていただきますので、慎重に御審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

す。また、今日この機会にお時間をいただきまして、産業建設常任委員会の委員の皆様には経済振興課から一つ、お願いをさせていただきたいと思っております。お手元に配っております資料に、西予市の特産品などを取り入れましたお中元セットのパンフレットを配付させていただいております。議員の皆様におかれましては、西予市の産業発展を支援していただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。冒頭の御挨拶よりお願いのほうが長くなりましたが、簡単でございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日一日、よろしく願いいたします。

○小野副委員長

これより、議案審査に入りますけれども、審査の前に御注意を申し上げておきます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会への携帯電話の持ち込みは御遠慮ください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【農業水産課】

○河野委員長

それでは、新たな年度を迎え、最初の審査となります。課長をはじめ、各支所の産業建設課長・説明員の方々にも、簡単に御挨拶をいただきたいと思っております。三瀬課長より順に挨拶をお願いいたします。

○三瀬農業水産課長

農業水産課長、三瀬功と申します。出身は野村でございます。よろしく願いいたします。

○辻野村支所産業建設課長

失礼いたします。野村支所産業建設課長3年目となります、辻といいます。出身は野村町でございます。よろしく願いいたします。

○藤川城川支所産業建設課長

城川産業建設課長の藤川でございます。出身は城川町でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○片山三瓶支所産業建設課長

失礼いたします。三瓶町産業建設課長の片山と申します。2年目となります。出身は三瓶町でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤明浜支所産業建設課長

失礼いたします。明浜支所産業建設課長の佐藤と申します。出身は明浜町です。どうかよろしく

お願いいたします。

○面平農業水産課課長補佐

失礼します。農業水産課課長補佐の面平でございます。出身は野村町、農業土木を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○兵頭農業水産課係長

失礼します。農業水産課畜産係長の兵頭英司と申します。出身は野村町です。よろしくお願いいたします。

○和気農業水産課課長補佐

失礼します。農業水産課課長補佐の和気右記と申します。2年目となっております。よろしくお願いいたします。

○光沖農業水産課係長

失礼します。農業水産課農業係長の光沖と申します。出身は野村です。よろしくお願いいたします。

○河野委員長

ありがとうございました。それでは審査に入りたいと思います。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（農業水産課所管分）を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号のうち、農業水産課所管分について御説明を申し上げます。歳出から御説明いたしますので、補正予算書の23ページをお願いいたします。6款1項2目 農業総務費についてでございますが、214万3000円を増額補正するものでございます。補正の理由は、本年度の人事異動に伴う職員給与費を調整するものでございます。次に、24ページをお願いいたします。3目 農業振興費について。2340万9000円増額補正いたします。右の事業概要にございます農業集落排水特別会計繰出事業は所管外でございますので、担い手育成支援事業2026万1000円でございます。財源の内訳は県支出金843万8000円、一般財源1182万3000円となっております。補正の理由は、19節にございます県の認定農業者経営発展支援事業により、2名の農業者と、一農業法人が、トラクター、ウイングハロー、これアタッチメントでございますが各1台、ハンマーモアー、これはアーム式の草刈り機でございます。路肩・法面、斜面に利用できる機械となっております。そのトラクター用1台と歩行型草刈り機1台、また、パレタイズロ

ボット、これは米袋を自動で積み上げる機械となっております。1台、それぞれ導入するものでございまして、農地の集積・規模拡大を図るに当たりまして、事業費の2分の1以内、843万8000円の県の補助を受けるものでございます。この申請3件ともに、上限額の補助を受けようとしております。この事業は、県が今年度から32年度までの3カ年実施をする事業でございます。補助金は基本額が4分の1でございます。この事業は、農地集積あるいは農地拡大を、0.5から0.8ヘクタール以上の場合には8分の1の加算がございます。その上、0.8ヘクタール以上の規模拡大をすると8分の2の加算がございます。従いまして、西予市から申請をしております3件につきましては、上限2分の1の補助を申請しているという状況でございます。次に、認定農業者支援事業補助金でございますが、これは市の単独事業でございます。市内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者、農業次世代人材等出資金受給者の育成確保を目的に、経営規模拡大等のための農業用機械導入、施設整備など費用の一部を助成する事業でございます。平成25年度から、2期6年実施してまいりました。今年度が最終年度となっております。今年度の事業申請を受理したものが60件、事業費で1億1520万5000円。補助金といたしまして3182万3000円となっております。この補助金額は、当初予算額を大きく上回っているところでございます。市といたしましては、本市農業振興においては、担い手の確保、農地農業用施設の活用、営農の推進など、認定農業者の役割は重要であると考えており、今年度の申請は最終年度であり、申請案件全ての事業を支援すべきと判断をいたしまして、当初予算からの補助金の不足額、1182万3000円を補正計上するものでございます。この事業要件は、事業費30万以上・補助率は3分の1以内・上限100万といたしております。次に、4目 畜産業費についてでございますが、4034万9000円を増額補正するもので、財源内訳は県支出金1133万2000円、一般財源2901万7000円となっております。事業概要にございます畜産公共事業運営促進事業は、指定管理施設大野ヶ原育成牧場の修繕等に係る負担金、720万7000円を計上するものでございます。後ほど説明いたします、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業、県単事業でございますが、これにおきまして放牧場への飲料

水の配管・ポンプ修繕を行うもので県補助金分を除外した事業費に対し、管理協定に基づく市の負担割合を負担金で計上するものでございます。ミニホイルローダー1台につきましては、県単事業の採択にはなりませんでしたが、早急な更新が必要でございまして、同じく管理協定に基づく負担割合を負担金で計上するものでございます。事業費は、配管ポンプ修繕が969万2000円、ミニホイルローダーが370万4000円となっております。次に、城川堆肥センター運営事業は、県単事業の採択となりました堆肥舎屋根改修及び堆肥袋詰め機械の更新において、県補助分を除外した事業費に対して管理協定に基づく市の負担割合を負担金で計上するものでございます。事業費は、屋根改修が609万9000円。袋詰め機械が1031万2000円となっております。次に、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業でございまして、平成29年度と30年度におきまして、畜産担い手（中心的経営体）が取り組む収益力向上のための畜産関連施設の整備や家畜導入を県が支援するもので、原則県が3分の1・市が6分の1を補助することとし、昨年度から取り組んでおります。平成30年度におきましては、東宇和畜産クラスター協議会から26件、1838万円。南予畜産クラスター協議会から6件682万1000円の申請を行ったところ、現在、約4割が県事業の採択となっております。市といたしましては、本事業も今年度が最終であります。畜産農家の意欲ある取り組みに対し、県の不採択事業であっても、自己資金で実施するものに対しては、市単独分の支援を行いたいと考えております。採択事業になりました県補助金1133万2000円と、市の上乗せ補助金566万6000円。また、不採択分の市単独補助金693万4000円あわせて、2393万2000円を計上するものでございます。事業内容でございますけれども、東宇和畜産クラスター協議会が実施いたします、さきに御説明いたしました大野ヶ原育成牧場、城川堆肥センターの事業、そのほか繁殖牛舎、繁殖雌牛の導入、授粉用機械などでございます。南予畜産クラスター協議会は、肉豚舎、資料保管倉庫、豚舎据えつけ飼槽、エサ箱などとなっております。次に、5目 農地費でございまして、183万7000円を増額補正するもので、全額一般財源となっております。農地中間管理機構関連農地整備事業におきまして、今年度の事業採択申請に当たり、使用植物

及び生物等の生息調査、地盤の透水係数等の土質調査については、市が実施することとなりました。伊延西・野村の2地区の調査委託料を計上するものでございます。続きまして26ページでございますが、3項2目 水産業振興費につきまして、36万5000円を減額補正するものであります。これは、本年度の人事異動に伴う職員給与費を調整するものでございます。次に歳入ですが、補正予算書9ページをお願いいたします。14款2項4目 農林水産業費県補助金、1節の農業費県補助金1977万円は、先ほど説明いたしました認定農業者経営発展支援事業及び、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業県補助金を計上するものであります。以上で、農業水産課所管にかかわる補正予算第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○加藤委員

一般会計補正予算24ページなんですけれども、農業振興費の認定農業者支援事業補助金市単独1182万3000円っていうことなんですけれども、それで60件の申請全てということだったんですけれども、その60件というのは、西予市においてどの地域によって何件ずつぐらいあるのかおわかりでしたら教えていただきたいと思っております。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時23分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前9時24分）

○三瀬農業水産課長

加藤委員の御質疑の、本年度の60件の申請の旧町ごとの件数を申し上げます。明浜1件、宇和15件、野村、24件、城川11件、三瓶9件となっております。

○加藤委員

了解しました。

○佐藤委員

今のところでなんです、この認定農業者補助金のほうは今年度で終わってということで、一般質問あたりにも答弁がありましたが、かなり必要とされてる意見が非常に多いんですね。これを継続っていうふうなことで、少し検討していただけないものかっていうのを。どんなふうにかえら

れているかをお聞きいたします。

○酒井産業部長

本会議でも御質問に対して回答させていただいておりますが、2セット、3年間の2回、6年間この事業を実施してまいりました。次の31年度につきましてはこの実証をさせていただきまして、必要であるということはまだ十分理解をしておるんですけど、1年間また新たな事業に対する勉強させていただきまして、32年度からはなんらかの形で事業を展開していきたいなと今のところ考えております。以上答弁とさせていただきます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（農業水産課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時27分）

【経済振興課】

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前9時39分）

経済振興課所管分の議案審査に入ります前に、課長をはじめ、審査のために御出席いただいております説明員の方々より簡単に御挨拶をいただきたいと思っております。上口課長より順に挨拶をお願いいたします。

○上口経済振興課長

経済振興課課長、2年目となります。上口と申します。出身は野村町でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○武内経済振興課長補佐

失礼いたします。経済振興課課長補佐の武内と申します。経済振興課では7年目になりますけれども、今年度4月の異動で産業創出係の担当から商工観光、そして町並みの担当にかわりました。何とぞよろしく願いいたします。出身は宇和でございます。

○和氣経済振興係長

経済振興課商工振興係 和氣伸二と申します。今年で4年目となりました。どうかよろしく願いいたします。出身は野村町です。

○河野委員長

ありがとうございました。それでは、議案審査に入りたいと思っております。議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定についてを議題といたします。上口経済振興課長の説明を求めます。

○上口経済振興課長

議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について、提案理由の御説明をさせていただきます。国は、平成25年に中小企業基本法を改正し、小規模企業に対する中小企業施策方針を位置づけられました。また、平成26年に公布された小規模企業振興基本法では、地方公共団体においても小規模企業振興に関する施策を策定、そして実施する責務が明記され、国、地方公共団体等は相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されたところです。その規定に基づき、今回制定します条例につきましてポイントを説明させていただきます。まず、目的につきましては、第1条の規定のとおり、基本理念を定め、市及び関係機関の役割を明らかにし、振興施策を総合的かつ計画的に推進して、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することとしております。続きまして、基本理念につきましては、第3条の規定のとおり、伝統産業の継承、地域産業の継続的な発展・新産業の創出など、中小企業等のみずからの創意工夫、実質的な努力を尊重するとしております。推進方法につきましては、第4条で市の責務、第5条で中小企業等の役割、第6条で経済団体等の役割、第7条で金融機関等の協力、第8条で市民の理解及び協力を規定しております。それぞれの責務・役割・協力を明記することで、関係団体が連携協力を図ってまいります。また、第9条におきまして、施策の基本方針を第1号・経営基盤の強化を図ることから、第6号までの方針を規定しております。さらに、第10条で必要に応じて会議を設置し、情報共有・課題協議・政策立案など、中小企業等の振興のため取り組んでいきたいと考えております。県内の制定状況でございますが、平成30年4月現在、松山・東温・八幡浜・新居浜の4市で条例を制定済みであり、当市におきましても平成29年9月6日に西予市商工会から小規模企業振興に関する条例制定の要望書が提出されたところであり、市政の課題としてこれまで以上に中小企業・小規模企業の

振興に取り組み、それらの発展に寄与する理念を定めるため本条例を制定するものであります。以上で説明終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○河野委員長

上口課長の説明は終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○佐藤委員

この中小企業・小規模企業振興基本条例制定というのは、多分、昨年12月に源議員が質問をされたと思うんです。その中で、先ほど上口課長からも言われておりましたように9月に商工会から要望書があり、なるべく早くに設定をしたいというふうな答弁があったと思うんです。9月に要望書が出てから、今6月ですよ。約1年かかっている状態だと思うんですが、その1年かかった原因とかがどういったことが挙げられるのかをお聞きいたします。

○上口経済振興課長

佐藤委員の御質問に答弁させていただきます。確かに源議員さんの一般質問にもありましたように、なるべく早くということでご意見もいただいて伺っているところなんですけれども、関係機関との協議もいるということで商工会との協議、商工会との勉強会なども行っております。さらに、各金融機関にも回りまして、「こういった条例を制定しますので御協力をいただきたい」というような協議も行っております。そういった関係で、担当としましてはなるべく早くということを進めていたんですけれども、所用の時間がかかりまして今回の上程という形になっております。以上答弁とさせていただきます。

○佐藤委員

ありがとうございます。それと、ちょっと基本的なこと質問したいんですが、この市内事業者っていうのは、大体どのくらいの数があるんですか。

○上口経済振興課長

佐藤議員の御質問にお答えいたします。商工会からいただいたデータによるんですけれども、市内商工事業者数が1837、その内、小規模事業者数が1583、割合としましては86.2%の割合となっております。以上答弁といたします。

○河野委員長

ほかにありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（経済振興課所管分）を議題といたします。上口課長の説明を求めます。

○上口経済振興課長

議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号のうち、経済振興課所管分について御説明をさせていただきます。歳出について説明をさせていただきます。予算書26ページをお開きください。7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費、職員給与費の623万3000円の増額につきましては、人事異動に伴います増額でございます。続きまして、36ページをお開きください。10款 教育費、6項 文化振興費、5目 文化の里振興費、先哲記念館管理運営事業143万4000円の増額につきましては、正規職員が今年の8月から来年3月まで産休・育休取得の予定のため、代替職員として嘱託職員1名を雇用する必要があります。その期間の社会保険料、賃金を増額するものであります。以上で説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○河野委員長

上口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（経済振興課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時50分）

【農業委員会】

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前10時16分）

それでは、農業委員会所管分の議案審査に入ります前に、局長はじめ、審査のために出席いただいております説明員の方々より、簡単に御挨拶を

いただけたらと思います。水口事務局長より順に挨拶をお願いいたします。

○水口農業委員会事務局長

私、西予市農業委員会事務局長を務めております水口栄次と申します。よろしくをお願いいたします。出身は宇和町明石になります。以上簡単ではございますが、挨拶といたします。

○木崎農業委員会事務局次長

農業委員会事務局次長を務めております木崎真近と申します。出身は浜浜町俵津でございます。よろしくをお願いいたします。

○河野委員長

ありがとうございます。それでは、議案審査に入りたいと思います。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（農業委員会所管分）を議題といたします。水口事務局長の説明を求めます。

○水口農業委員会事務局長

それでは、農業委員会事務局所管の補正予算案について説明を行わせていただきます。西予市一般会計補正予算書・事項別明細書の23ページをお開きください。6款 農林水産業費、1項 1目 農業委員会費、補正額198万3000円の増であります。これは全て4月の人事異動による職員給与等の補正であります。なお、平成30年度も再任用職員1名が配置され、5名体制となっております。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

水口事務局長の説明は終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（農業委員会所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時19分）

【林業課】

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前10時22分）

それでは、産業部林業課所管分の議案審査に入

ります前に、林業課長はじめ、審査のために御出席いただいております説明員の方々より、簡単に御挨拶をいただきたいと思ひます。三瀬課長より順に挨拶をお願いいたします。

○三瀬林業課長

失礼いたします。西予市産業部林業課長の三瀬計浩と申します。出身は野村町でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○中城林業課長補佐

産業部林業課課長補佐中城と申します。出身は城川町になります。よろしくをお願いいたします。

○河野委員長

ありがとうございます。それでは、議案審査に入りたいと思います。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（林業課所管分）を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬林業課長

それでは、議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（林業課所管分）について御説明いたします。補正予算書の25ページをお開きください。6款 2項 1目 林業総務費、職員給与費にかかる補正予算について御説明いたします。補正額は416万7000円の増額です。職員の給与調整に伴う補正予算でございます。続きまして、同じく補正予算書25ページ6款 2項 2目 林業振興費にかかる補正予算について御説明いたします。補正額は1億361万9000円の減額です。事業概要欄25ページの一番上ですけれども、林道小振鍵山線開設事業から、26ページ、林道ダネクサ2号線舗装事業までの林道開設舗装13路線につきまして、内示額の変更に伴い、今回補正を行うものでございます。同じく25ページ、事業概要欄の下から4行目でございますが、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業、この事業につきましては、当初計画からの事業量の変更に伴い、今回15万7000円の増額補正を行うものでございます。この事業につきましては、森林の多面的機能が効果的・効率的に発揮されるよう、長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に保全し、竹林整備、森林資源の利活用等の取り組みを支援し、森林及び山村の活性化を図る事業でございます。平成30年度は、二つの活動組織が取り組まれております。三瓶林研森林保全会、これは三瓶町に事務所をおかれている活動組織でございます。

もう一つの組織が、西予市竹林再生活動組織、この組織は野村町の阿下地区に事務所をおかれて活動をされております。主な事業内容としましては、三瓶林研森林保全会につきましては、景観を維持するための活動としまして、雑草木の刈り払い・除伐・侵入竹林、山から畑等へ侵入してきております竹林等の伐採除去の事業をされます。それともう一つ、教育研修活動ということで、幼稚園小学校等の教育の活動を年6回行うように計画をされております。次に、もう1団体の、西予竹林再生活動組織につきましては、野村～城川地区の竹林整備、これを4ヘクタール、事業を計画されております。それでは続きまして、歳入予算について御説明をいたします。補正予算書の8ページをお開きください。11款 1項 1目 2節の林業費分担金補正額は460万円の減額となります。先ほどの25ページから26ページにかけては林道開設事業費の特定財源として充当されているものでございます。続きまして補正予算書9ページ、14款 2項 4目 2節 林業費県補助金、補正額は5395万8000円の減額となります。同じく、先ほどの25ページから26ページにかけては林道開設、それから舗装事業、及び、森林・山村多面的機能発揮対策支援事業の特定財源として充当をされているものでございます。続きまして補正予算書11ページ、20款 1項 3目 2節 林業債。補正額は、4390万円の減額となります。同じく25ページから26ページにかけては林道開設舗装事業の特定財源として充当されているものでございます。以上で、林業課所管6月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時30分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前10時31分）

○佐藤委員

25ページ、林業振興費1億3619万の内訳で、13事業中10事業の事業が減額になっておりますが、この事業っていうのは、なくなったわけではないわけですね。ちょっとそこらあたり具体的に説明を願いたいと思います。

○三瀬林業課長

ただいま佐藤議員からの御質問でございますが、先ほどの林業振興事業のうち、林道分10事業が減額となっております、3事業が増額の補正をさせていただいております。10事業の減額のうち2事業、25ページの1番下の事業概要欄、1番下の段になります。林道双津野古森線舗装事業、これにつきましては当初1200万での申請をしておりましたが、国の審査の過程におきまして、林道開設後5年以上経過しなければ林道舗装の実施ができないということがございまして。今回おなじ林道で既に整備している箇所について5年以上経過していないということで、全体の事業費が見送られてゼロ回答となっております。次に26ページ、林道ダネクサ2号線舗装事業、この路線につきましては、路線は、野村町高瀬地区から富野川地区へ通ずる連絡道の幹線道路となっておりますが、この路線につきましては一部林道台帳未登記の区間がございました。これにつきましても、林野庁・国での審査の結果、未登記分については登記をして林道台帳に登載したのちに事業実施をせよ、ということで、今回、ゼロ回答ということでゼロ内示で来ております。この2路線が今回、ゼロとなっております。

○佐藤委員

もう1点、歳入のほうで林業費分担金っていうので460万、分担金というのは受益者の負担金のことだと思うんですが、この分担金の割合的なもの、例えば、そこの部落が多分、出さないかというふうな形だろうと思うんですが、これは何%ぐらい出されているんですか。

○三瀬林業課長

ただいまの御質問でございますが、林道事業につきましては、分担金徴収条例によりまして、国庫補助の事業につきましては分担金・補助残の100分の10以内を乗じた額を、地元から徴収をさせていただくこととなっております。通常は50%の事業が多いんですけども、事業費の割合でいきますと地元分担金5%ということになろうかと思えます。一部、県の継ぎ足し等で55%補助の分もありますので、その分につきましては事業費ベースでいきますと4.5%ということになっております。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時35分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前10時36分）

○佐藤委員

先ほどちょっと質問させていただいたときに金額をちょっと1億3619万と言ったように思うんですが、正確には1億361万9000円が正しい金額でした。訂正をさせていただきます。

○宇都宮俊文委員

25ページ林業総務費、これ補正後約7900万あまり出ておりますが、これ、職員の数、それから臨時職員。そして、考えられるのが人手不足が結構あると思うんですが、その辺の状況はどのようになっているのか。教えていただけたらと思います。

○三瀬林業課長

ただいまの御質問でございますが、現在、林業課の職員につきましては、本庁の林業課に8名、それから野村の林業活性化センターに1名職員が従事しております。それと本庁の林業課の中に1名、臨時職員を雇用して事業を進めている状況でございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（林業課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時38分）

【建設課】

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前10時39分）

それでは建設部建設課所管分の議案審査に入ります前に、建設部長より御挨拶をいただきたいと思っております。建設部長、お願いいたします。

○岩瀬建設部長

失礼いたします。常任委員会の開催にあたりまして御挨拶を申し上げます。4月の人事異動によりまして、建設部長を拝命いたしました岩瀬布二夫でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。今般の組織改革によりまして、建設部は市民生活におけるライフラインの維持整備に特化した建設課と上下水道課の二課による構成部局となったところであります。建設課が維持整備をいたしております市道に、上下水道課が維持整備をいたしておりますライフラインを埋設しているところがございますので、両施設の維持・管理・整備における一層の連携体制への構築を進めていきたいというふうに考えております。委員会の皆様におかれましてはご提言やご指導、またご協力をいただきながら努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、本日建設部の所管として委員会でご審議いただきます案件につきましては、補正予算5議案でございます。補正予算につきましては、人事異動に伴います人件費補正のほか、国の補助金内示による事業費の変更、及び、緊急を要する事業費の追加補正を提出いたしております。上下水道課所管事業につきましては、議案第83号から86号議案、それぞれが議案第79号議案と関連をいたしておりますので、一括説明の御審議をいただけたらと考えております。詳細につきましては、この後それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、どうか慎重審議の上御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○河野委員長

岩瀬部長、ありがとうございました。

それでは、建設課長はじめ、審査のためにご出席いただいております説明員の方々からも、簡単に御挨拶をいただきたいと思っております。時谷課長より順に挨拶をお願いいたします。

○時谷建設課長

4月から建設課長を拝命しております時谷正と申します。出身は宇和町になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中川建設課課長補佐

この4月の異動で建設課課長補佐を拝命いたしました中川伸二と申します。出身は三瓶町です。よろしくお願ひいたします。

○高橋建設課課長補佐

失礼します。建設課課長補佐の高橋克也と申します。出身地は野村町です。よろしくお願ひいたします。

○水野建設課課長補佐

失礼します。建設課課長補佐の水野直樹といい

ます。出身地は野村町です。よろしくお願ひいたします。

○河野委員長

ありがとうございました。それでは、議案審査に入りたいと思います。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（建設課所管分）を議題といたします。時谷課長の説明を求めます。

○時谷建設課長

議案審議に入る前に、産業建設常任委員会構成も変更となりましたので、少しお時間をいただきまして、建設課所管・当初予算に係る平成30年度事業概要について、資料をもとに御説明させていただいたと思います。資料1ページから3ページにおきましては、建設課所管の平成30年度当初予算総括一覧で、各事業における事業費、財源内訳を記載しております。3ページの下段、職員給与等の人件費を除く当初予算総額で14億9285万2000円となっております。資料1ページにお戻りください。上段の事業番号3079駅前エリア整備事業ですが、補助事業窓口の関係で、建設課が予算の総括を行っておりますが、基幹事業は駅前エリア整備に係る用地取得及び市道旧町地区212号線改良事業となっております。資料4ページには、建設課所管の平成30年度予算に係る道路改良事業等の施工カ所の位置図を付けております。資料1ページにお戻りください。中段下の事業番号729市道馬地惣財久線改良事業から、資料2ページ中段の事業番号3228、市道朝立1号線改良事業の事業実施体制といたしまして、国からの補助金・国庫補助を活用した事業につきましては、本庁建設課で実務を行っております。一般財源による事業につきましては、実施カ所を所管する建設課、支所産業建設課で実務を行っております。事業実施状況でございますが、4ページをお開きください。建設課による道路改良及び舗装事業の実施カ所ですが、国補助による宇和地区1路線、野村地区3路線、城川地区1路線の計5路線、及び市道舗装点検調査補修事業を宇和・野村・城川地区と、起債事業による宇和地区内6路線を水色で表記の箇所としており表記のとおりとなっております。明浜支所産業建設課において、所管内起債事業は2路線で赤色としております。野村支所産業建設課におきましては橙色、城川支所産業建設課におきましては5路線で黄色、三瓶支所産業建

設課においては3路線で緑色の表記としております。それでは2ページにお戻りください。下から13行目、事業番号3159市道旧町地区187号線ほか5路線改良事業ですが、旧宇和病院跡地整備に伴います市道改良事業になっております。3ページをお開きください。上から2行目、事業番号1591地域住宅交付金事業におきまして、宇和地区経の森団地におきまして、高齢者向け公営住宅の整備を進めております。4行下の事業番号2113、今年度から空き家対策係が新設され、危険空き家除却事業を進めているところであります。以上、主要事業の概要説明とさせていただきます。

それでは、議案第79号 平成30年度一般会計補正予算第1号（建設課所管分）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。歳出でございますが、27ページをお開きください。8款1項1目 土木総務費649万9000円を増額し、2億6995万円とするものです。職員の人事異動及び給与改定による、職員給与諸手当の改正によるものです。28ページをお開きください。8款2項3目 道路新設改良費4456万円を減額し、6億542万円とするものです。2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費は職員の人事異動及び給与改定による職員給与費156万円の減額でございます。15節 工事請負費4300万円の減額は、補助事業の減額内示によるものです。内訳でございますが、右事業概要に記載の市道蔭之地杉の瀬線改良事業1900万円の減額、市道舗装点検調査・補修事業600万円の減額、市道惣川梶原線改良事業1800万円の減額でございます。5目 橋梁新設改良費4000万円を増額し、2億6500万円とするものです。国補事業の増額内示により、橋梁補修事業4000万円、内訳ですが13節 委託料2500万円、15節 工事請負費1500万円を増額するものです。29ページをお開きください。8款5項1目 都市計画総務費200万円を増額し407万9000円とするものです。これは3月末に、平成30年度コミュニティー助成事業の助成金決定によるものであります。1節 報酬4万5000円、11節 需用費10万円、13節 委託料185万5000円。事業概要ですが、都市計画マスタープランで計画しているフットパスによるまちづくりを行うため、モデル地区を選定しマップづくりやマニュアルづくり・効果測定などを行う事業でございます。8款5項6目 道路新設改良費1290万円を増額し、1億6380万円とするものです。これ

は旧病院跡地の周辺整備に伴う、市道旧町地区187号線ほか5路線の市道改良を実施することにより交通環境の改善を図るものです。今回、歩道部分の用地補償交渉において地権者の協力を得ることができましたため、補償算定委託料500万円、土地購入費270万円、物件補償費520万円を計上いたしております。歳入でございますが、8ページをお開き願います。13款 2項 5目 土木費 国庫補助金4460万3000円を減額いたしまして、7億5451万1000円とするものです。1節 道路橋梁費 国庫補助金4273万3000円を減額しております。内訳でございますが、社会資本整備総合交付金道路事業1183万8000円の減額内示であります。社会資本整備総合交付金道路事業（防災・安全交付金）1274万2000円の減額内示であります。地方創生道路整備推進交付金4197万8000円の減額内示であります。社会資本整備総合交付金（橋梁事業）（防災・安全交付金）2382万5000円の増額内示であります。2節 住宅費 国庫補助金140万3000円の減額ですが、社会資本整備総合交付金（耐震事業/防災・安全交付金）の減額内示であります。3節 都市計画費 国庫補助金46万7000円の減額、社会資本整備総合交付金（都市再生事業）の減額内示によるものです。11ページをお開きください。20款 1項 5目 土木債、1節 道路橋梁債5210万円の増額、国補事業の減額内示に伴い8事業におきまして路線間の充当調整を図るものであります。5ページをお開きください。地方債補正でございますが、事業費の増減に伴い地方債限度額を変更しております。以上、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○河野委員長

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時14分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

○小野副委員長

8款 5項 6目 道路改良事業費の1290万、これ今の説明では市道旧町地区187号線ほか5路線の改良という提案理由の説明ありましたが、ほか5路線の場所、これが第1点と、それから187号

線の地権者の承諾を得たというふうに説明がありましたが地権者は1名なのか複数名なのか。それと、その物件費の総額で結構です。それと、今までのこの改良の内容。この点をお聞きをしたいなと思います。

○時谷建設課長

小野副委員長の御質問に、お答えします。ほか5路線ですが、これは旧宇和病院のまわり、周回道路の分がそれぞれ細かく分かれて全部で5路線ということですが。それから、地権者の方ですが、一応2人・2件あります。それと、物件総額というのは保証金のことですよ。

○小野副委員長

全てよ。

○時谷建設課長

物件保証金は、一応予算上では土地購入費とあわせて790万円を予定しております。改良内容でございますが、延長110メートルです。幅員構成は6の9メートル、歩道部分が2メートルでございます。

○小野副委員

いまお聞きをしたら、この1290万ほとんどが旧宇和町病院周辺の道路改良と、このようにお聞きをしたんですが、確かにこれは言葉が適切かどうかわかりませんが、昔ある偉大な政治家が「道路は文化であり経済である」と、このように言われた国の偉大な政治家がおられましたけれども、確かに要る道路だからそのようにすると思うんですけれども、中にはですね、「何でこだけせないかんのや」という声も地元のほうからあるやに聞いてます。何を言いたいのかというと、やはり補助事業であるし市の少ない財源の中から改良するわけだから費用対効果を十分考えて工事をしてもらいたいなと、このように思っております。よろしく答弁をお願いします。

○岩瀬建設部長

先ほどの整備路線のところですが追加説明のところもあわせて図面が小さいので申し訳ないんですけれども。ここ、国道から商店街の路線が1路線の路線名になっています。商店街から病院跡地の区間が1路線の区間になっています。駐車場側、大きい駐車場を整備したところ路線が1路線の形で、病院入り口からこの角のところまでのところで1路線と、縦が1路線というような形で「5路線」という構成となっております。あと、

費用対効果のところの部分でございますが、保育園施設、また養護施設のところの部分で、短時間の間に160台の車が通行するという計画となっておりますので、国道から一般車両が入ってくるという想定を取っておりますけれども、その部分の改良、特に商店街との交差点につきましては、現状においても危険性があるという形で要望を受けておりますので、この部分については今回ぜひとも改修をしたいという考えで整備を行っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○河野委員長

よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りします。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算第1号（建設課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員です。挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時27分）

【陳情審査】

○河野委員長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

それでは、陳情第3号 西予市内建築業者の育成に関する要望書について審査したいと思います。本件につきましては、西予市議会基本条例第5条第3項、及び西予市議会請願及び陳情取扱規程第15条により趣旨説明をしていただくために、一般社団法人愛媛県建設業協会建築部会西予分会長 和氣恵次様に来ていただきました。それでは、これから陳情の趣旨を御説明いただき、説明終了後に暫時休憩をとって自由討議を行い、意見を調整していきたいと思っております。では和氣分会長様、陳情の趣旨説明をお願いいたします。

○和氣恵次 西予分会長

失礼をいたします。本日は要望の説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。私は、一般社団法人 愛媛県建設業協会建築部会 西予分会長の和氣恵次と申します。どうぞ今日はよろしくをお願いいたします。要望書につきまして簡単に御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。平素より建設業協会に対しまして何かと御指導、及び御配慮いただき誠にあり

がありがとうございます。西予市におかれましては厳しい財政の中、社会資本の整備並びに公共投資を着実に前進されておりますことに、心より敬意を表する次第であります。さて、西予市は合併後15年目を迎えているところでありますが、その間の人口減少、及び少子高齢化の進行は想像以上に速く進み、住宅着工件数・戸数の減少に見られますように、市内の建築産業における仕事の減少は私どもにかなりの危機感を感じさせております。これまでは、西予市の地元企業の育成の御配慮や、各種補助金・助成などの施策によって一定の成果が得られているところですが、今後はさらに着工戸数の低下が予想され、業務量の確保が最大の課題となってきているのが現状であります。このような中、公共事業の競争入札条件は他市におきましても、地元へ本店があることを条件としているところがほとんどで、市内の企業は西予市発注の工事に期待を寄せているというのが実情です。従いまして、西予市発注の工事は市内業者でできるものは地元企業優先の発注をお願いするとともに、下記の事項について要望をいたします。まず、要望事項1. 地元企業育成を考慮した市内建築業者の優遇策について、今までどおり、工事規模が5億円程度までの工事につきましては、西予市内業者の入札としていただきたいとともに、入札参加資格についても施工実績、5000万以上格付等の要件を今以上に厳しく制限しないよう、現行維持をお願いいたします。ひととおり3番まで読ませていただいて、あと補足を加えさせていただきます。2. 工事単価の設定における適正な対応について、工事数量等による建設物価の設定条件を考慮した適正な金額で設計していただくようお願いいたします。また、小規模などの場合は実勢単価の反映をお願いします。3. 工事量の確保について、西予市発注の工事に加えて関連機関及び団体等の工事や新しい施策などを促進し、市内建築業者の工事量を確保していただきますようお願いいたします。PFI事業「卯之町はちのじまちづくり」に対して、市内業者が参入できるよう検討をお願いいたします。以上の3項目であります。これに補足をさせていただきます。まず1番の地元企業育成を考慮した市内業者の優遇策についてですが、現行5億円程度までの事業につきましては地元業者単独での工事をさせていただいておりますが、5億を超えた事業につき

ましては、まだゼネコンさん等のJV企業体というように形になっておられると思うんですけども、工事的には十分に地元業者の業者同士のJVという形にさせていただければ、10億程度のものであれば十分対応できるのではないかと思いますので、ぜひとも御考慮をいただきたいと思っております。2番の工事単価の設定における適正な対応についてですが、現行の設計金額、設計書における我々が入札前に行う設計金額の見積もりと実際の予定価格、これが往々にして大きく金額に乖離した物件があります。ほとんど細かい単価のことは我々にはわからないんですけども、どうしてもやっぱり実勢単価で見積もっていきますと、予定価格を大きく上回ってしまうような物件が多々あるように思いますので、ぜひともこの辺の見直しをさせていただきたいと思っております。あともう1点付け加えさせていただきますと、市内の設計事務所さんには大きな点はないんですけども、よくやっぱり2億・3億・4億とある程度まとまった物件に対しまして、設計事務所が拾い出した数量、あるいは単価についてはよくわかりませんが、数量等に大きな実際との誤差が生じておるのが頻繁に見られます。また、図面等も非常に実際の図面とかけ離れたような収まり、そう言った問題点が多々現場で起こっております。そういったものについてはどうしても施工業者の負担になることが多いので、その辺の設計事務所に対しての要望にはなるんですけども、その辺を設計事務所に対する指導等、そういったものもお願いができたらと思っております。概略、以上のような要望になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○河野委員長

和氣分会長様、説明ありがとうございます。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時09分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午後1時26分）

本件につきましてご意見はございませんか。

○小野副委員長

先ほど陳情者のご説明を聞いたときに、まず第1点目、現在5億円超の業者はJV企業体となっているが、地元業者でも10億程度は対応できるというふうな強いお言葉をいただきましたので十分尊重すべきだと私は思います。次の2項目目ですけれども、工事単価の適正なる設定における適正なる対応についても、予定額は往々にして実勢単

価を計算していると。そうしてしまうと予定単価を超えてしまうと。ここらではやはり業者として不都合があるので、この適正な対応についてもやはり尊重してあげたらなど、このように思います。また、設計事務所の単価がわからない・数量等、設計図面とか現場で拾ってくると違いがあるというふうな困ったご意見も出ておりましたので、ここいらあたりもやはり議会として・担当委員会として適切な指導・助言を行政のほうにする、進言をする必要があるのではないかなど、このように私は感じました。3番については、そのとおりでと思います。できれば、市内業者の工事量を確保するようにするのが、法人税・所得税をいただいている市の行政としては当たり前のことだと思いますので、私は以上の3点から、この案件については採択するのが妥当だと思います。

○河野委員長

いま小野副委員長より妥当である、採択すべきであるという意見が出ましたけれども、ほかの委員さん、どうでしょうか。

○藤井委員

私もそのとおりでと思います。

○河野委員長

よろしいですか。それでは本陳情に関して採択することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。挙手全員により、当委員会としては本件を採択とすることに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時28分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午後1時31分）

それでは、陳情第1号、住宅宿泊事業法の条例化にあたっての陳情について審査したいと思います。本件については御承知のとおり継続審査案件となっておりますが、前回3月の審査、よくわかっておる事務局より説明を願ったと思います。

○田中係長

それでは失礼いたします。民泊新法＝住宅宿泊事業法の本案件における内容と、それから問題点などについて簡単に御説明を行いたいと思います。今からデータのほうでお示ししながら、説明のほう行いたいと思いますので、お手元のタブレットのほうをごらんいただいたらと思います。民泊をめぐる動き、そして民泊新法に至るこれまでの経緯、それから本陳情における問題点等につい

てまとめてみました。重要点のみ抜粋して、皆様に御審議の参考ということで、御案内したと思います。さて、まず最初なんですけれども、皆さんも御承知のこととは思いますが、テレビなどでよく最近「インバウンド」という言葉がございます。中国の方々が「春節」という、長期の休みを利用した爆買いツアー、それから近年日本自体が観光地として非常に海外の方に人気があるということで、大量の外国人観光客が都市部を中心に押し寄せている状況にあります。こうした状況に対応するため、現時点におきましては、もう既に運営されておりますさまざまな旅館だとかホテルだとかで対応してきたわけなんですけど、さすがにそれでは対応し切れない。また2020年には御承知のとおり、東京オリンピックもある。今後ますますこうした日本を対象とした観光客も増える。内需拡大の一助にもなりうるということで、このインバウンドの取り組み・取り込みをもっともっとうしていかうじゃないか、というような動きが国のほうで出てまいりました。そこで、こちらの資料1ページ目を書いてございますが、「旅館業法の民泊」というようなものが、平成28年の4月1日から開始されたわけでございます。従来の旅館業法に基づき、一般のホテルなどと比べて比較的事業が始めやすい「民泊」のスタンスをとりながら、2ページ目にも書いてありますように、民泊が、とりあえず、旅館業法もとにして解禁されたわけでございます。ところが、こちらの資料4ページ目のほう、最終ページのほうをちょっとごらんいただいたらと思うんですけれども、ここ最近になりまして更にその流れをもっと加速して、民泊の間口を広げていかうじゃないかということで、ことし6月15日から施行される予定となっておりますのが、「旅業法」ではない、「住宅宿泊事業法」という新たな法に基づく民泊の許認可ということでございます。従来の旅館業法の民泊と住宅宿泊事業法における民泊との違いはこちらのほうの一覧表にまとめておりますのでちょっとご覧いただいたらと思うんですが、6月13日日本日現時点では、民泊事業を始めようと思ったら、当然旅館業法における簡易宿所営業しか、基本的には許可がおりません。しかしながら6月15日以降は、住宅宿泊事業法＝民泊新法における届け出ができるようになり、より民泊に対する参入がしやすくなる。ただ、懸念されているのがこちらにも

書いてございますように、建物用途の欄をちょっとごらんいただいたらと思うんですけれども、要は通常の住宅などを今度民泊に提供することができるようになってくるわけです。そうなってくると懸念されるのが、外国の方々と文化の違いなどから生じるトラブルでございます。ごみ出しの問題・騒音の問題等で、やっぱり従来の旅館業法における民泊でもいろんな問題が噴出しているということを新聞紙面などでも伺っております。そういった間口を広げるのはいいんですけれども、しかるべき対策、それから条例における、法に抵触しないレベルでの何らかの規制を設けてないと、今後、いろいろな面で外国人観光客の方々とトラブルが発生しうるのではないかと、という趣旨のもとでこのたび提出されているのが本陳情でございます。本陳情のほうに関しましても、文章をよくよく見ておりますと、若干問題がございまして。これ、どうも愛媛県に対して提出してある文章の内容をそのまま議長宛てに書き換えて、西予市市議会のほうに送ってきている、そういうような内容に見受けられる点に違和感を感じるところでございます。そういった点はさておき、この陳情が出た趣旨というのが、先ほどから申しておりますように、民泊に関する参入の門戸が開かれることによって懸念される事項を、事前に県条例によって規制をすることで、措置をあらかじめ取っておいていただきたい、というのが趣旨のようでございます。そういった点、それから民泊を含めた環境などを御理解いただいた上で、本陳情に関する審議をこの後行っていただいたらと事務局では思っております。事務局からは以上です。

○河野委員長

事務局からの説明が終わりました。本件につきまして、御意見はございますか。

○小野副委員長。

出されました陳情書を読んでいますと、ただいま事務局からの説明等勘案した場合ですね、私は第1にこの民泊新法の施行が本年6月15日に予定をされておることと、また、県条例の運用もまだそのように施行されてないということも勘案し、また今回我々産業建設常任委員会の視察研修では、国土交通省での勉強会を予定しております。その折、国の情勢・国の考え方等をいろいろ勉強をした上で判断するのが妥当ではないかと

いうふうに私は思いますので、今回も引き続き継続審査が妥当ではないかなど、このように考えます。

○河野委員長

ほか、委員さん御意見ありますか。継続審査という意見ですけれども、それでいいでしょうか。それでは、本陳情に関しまして、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。挙手全員によりまして、当委員会としましては、本県を継続審査とすることに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時40分）

【上下水道課】

○河野委員長

再開いたします。（再開 午後1時44分）

それでは、建設部上下水道課所管分の審査に入ります前に、課長をはじめ審査のために御出席いただいております説明員の方々より、簡単に御挨拶をいただきたいと思っております。清水課長より、順に挨拶をお願いいたします。

○清水上下水道課長

失礼いたします。上下水道課の課長、清水昭広です。出身は宇和町です。どうぞよろしく願いいたします。

○松下上下水道課課長補佐

失礼します。上下水道課課長補佐の松下と申します。主に下水・浄化槽のほうを担当しております。よろしく願います。

○大塚上下水道課課長補佐

失礼します。上下水道課の課長補佐を今年から命ぜられました大塚修司といいます。出身は野村町です。よろしく願います。

○河野委員長

ありがとうございました。それでは、議案審査に入りたいと思っております。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）（上下水道課所管分）、議案第83号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第84号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案につきましては関連

が深いため一括で説明を求めるとします。しかる後に、質疑を行い、一議案ずつ採決を行うこととしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（意義なしとの声あり）それでは、清水課長の説明を求めます。

○清水上下水道課長

はじめになりますが、上下水道課は本年4月に水道課と下水道課が統合し、一つの課としてスタートしております。市民の皆様が使用していただく水道水をつくり、その水道水を生活の中でさまざまに御利用いただいた後、下水道施設で適正に処理し河川等へ戻していくサイクルを請け負っております。本年度のこれら事業に係る主な施設整備の位置図を、お手元のタブレットに配信しておりますので、今後の御参考にしていただけたらと思っております。それでは、議案第79号 平成30年度一般会計補正予算（第1号）（上下水道課所管分）、及び、議案第83号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、それぞれの会計における補正予算に、一般会計補正予算の繰出金が関連しておりますので、一括して御説明を申し上げます。まず初めに、農業集落排水事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整のみであります。総則ですが、第1条において歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ314万8000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7242万9000円とするものであります。それでは、予算書の7ページをお開きください。まず歳出ですが、1款 事業費 1項 1目 施設管理費の職員給与費において、給料、職員手当等及び共済費の調整を行い、施設管理費全体で314万8000円を増額し、補正後の予算額を1億5645万4000円にするものであります。次に歳入ですが、6ページをごらんください。6款 1項 繰り入れ金、1目 農業集落排水事業繰入金金の1節で、一般会計からの繰入金を歳出と同額の314万8000円を増額し、補正後の予算額を2億7434万8000円とするものであります。この、繰入金の財源として一般会計補正予算書の24ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費の28節 繰出金 314万8000円の増額分を充当しております。続き

まして、議案第84号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整と、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費の減額及び財源の調整が主なものであります。総則ですが、第1条において歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3623万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7973万7000円とするものであります。それでは、予算書の8ページをお開きください。まず、歳出ですが、1款 事業費 2項 1目 施設整備費の職員給与費において給料、職員手当等及び共済費の調整を行い、763万1000円の減額。15節 工事請負費の国庫補助対象分2860万円を減額し、施設整備全体で、3623万1000円を減額し、補正後の予算額を3億4890万円とするものです。次に歳入ですが、7ページをごらんください。3款 国庫支出金 1項 国庫補助金、1目 公共下水道事業費国庫補助金を1430万円減額し補正後の予算額を1億1070万円としております。これは、交付額の減額内定によるものであります。次の4款 1項 1目 繰入金の施設整備費のうち、職員給与費分と、整備事業費分を合わせて913万1000円を減額し補正後の予算額を3億9149万円にしております。この、繰入金を減額することに伴いまして財源も減額となっております。一般会計補正予算書の29ページをお開きください。8款 土木費 5項 都市計画費 2目 公共下水道費の28節 繰出金が913万1000円減額となっております。それでは再度公共下水道事業特別会計補正予算書の7ページ、歳入へお戻りください。7款 1項 市債 1目 1節 公共下水道事業債のうち、下水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ640万円減額し補正後の予算額を1億5470万円とするものであります。この減額につきましても、国庫補助金の減額に伴い事業費が減少したことによる財源調整を行ったものであります。続きまして、議案第85号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整のみであります。総則ですが、第1条において歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ32万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6470万9000円とするものであります。

それでは予算書の7ページをお開きください。まず歳出ですが、1款 事業費 1項 1目 総務管理費の職員給与費において、給料・職員手当等及び共済費の調整を行い、総務管理費全体で32万4000円を増額し、補正後の予算額を1億303万2000円にするものです。次に歳入ですが、6ページをごらんください。6款 1項 1目 繰入金で、一般会計から人件費にかかわる繰入金を歳出と同額の32万4000円を増額し、補正後の予算額を4727万5000円とするものであります。この繰入金の財源としては、一般会計補正予算書の23ページをお開きください。4款 衛生費 4項 1目 水道費の28節 繰出金のうち、簡易水道事業特別会計事業分、32万4000円を増額分を充当しております。それでは最後に、議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。総則から御説明申し上げます。第2条において収益的収入支出の予定額のうち収入において1款 水道事業収益 2項 営業外収益を1万円増額し、補正後予定額を8256万6000円に、一方、支出において1款 水道事業費用1項 営業費用を18万5000円増額し補正後予定額を6億8508万8000円とするものであります。次に第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費について、職員給与費を17万5000円増額し補正後予定額を1億2582万円と改めるものであります。第4条では、一般会計から受ける補助金のうち、児童手当分を1万円増額し補正後予定額を136万円としております。以上、総則の説明とさせていただきますが、今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整によるものであります。それでは、予算書の10ページをお開きください。まず、収益的支出につきまして、1款 水道事業費用1項 営業費用4目 総係費を、給料手当等法定福利費を調整し18万5000円増額し、補正後1億4655万8000円とするものであります。予算書の9ページに戻っていただき、収益的収入につきましては、1款水道事業収益、2項 営業外収益、3目 補助金において、一般会計からの補助金1万円を増額し、補正後690万7000円としております。これは歳出のうち、児童手当分の補助であります。この補助金の財源として、一般会計補正予算書の23ページをお開きください。4款 衛生費 4項 1目 水道費の28節 繰出金のうち、水道事業会計繰出事業分の

1万円の増額分を充当しております。なお、今回の補正予算に関する予定キャッシュフロー計算書・予定貸借対照表につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。以上で議案第79号 平成30年度一般会計補正予算（第1号）（上下水道課所管分）、及び議案第83号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）から議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○河野委員長

清水課長の説明は終わりました。これより5議案一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

○河野委員長

ありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。それでは、一議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）（上下水道課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第83号、平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第84号。平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。挙手全員によりまして、委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第85号。平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第86号。平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員でありま

す。挙手全員でありまして、委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時59分）

○河野委員長

再開いたします。（再開 午後2時00分）

それでは、本日予定されておりました議案審査が終了いたしましたので、これにて平成30年第2回定例会産業建設常任委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時00分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長